

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の 有無	流山市手数料条例の一部を改正する条例 修正案
1-1	P3	1 条例改正の趣旨	通知カード及び個人番号カードを再交付する運用において、今後不測の事態が発生した場合の予備費として、市民1人あたり月50円の市税の上乗せをすることで対応してはどうか。 (不測の事態が起こってから補正予算を組むのでは遅い) なお、上記予備費の用途については、上記の目的を逸脱しないようにする。	カードの再交付における不測の事態への対応費用として、市民1人あたり月50円の課税をしてはどうか。	各カードの再交付手数料については、市は、原則として「再発行が必要な人が手数料を支払う」という受益者負担の考え方をとっています。このため、再発行が必要となった場合は、本人が手数料を支払うことが適切であると考えています。 なお、通知カード、個人番号カードの再交付に当たっては万全の体制で臨んで参ります。	無	